

令和6年度 第1回川崎市文化財審議会 摘録

1 日 時 令和6年6月14日(金) 18時から20時

2 会 場 川崎市役所本庁舎3階301会議室

3 内 容 (1)委嘱状の伝達
(2)会長・副会長の選出
(3)報告事項
① 令和5年度事業報告、令和6年度事業計画
② 橘樹官衙遺跡群活用事業について
(4)審議事項【非公開】
・市指定文化財の現状変更について
(5)その他【公開／非公開】

※「(1)審議事項」及びその他の一部は、特定人のプライバシーに関する事項を扱うため非公開とする。(「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第1項第1号及び第2号の規定に拠る)

4 出席者 委員(7名)
相澤委員、御堂島委員、大野委員、八木橋委員、星野委員、松本委員、山本委員

事務局(8名)
竹下課長、栗田課長補佐、小柳津課長補佐、浅井(佳)職員、三原職員、浅井(達)職員、櫻井職員、榊職員

5 公 開 一部非公開

6 傍聴人 0人

7 資 料 次第、資料、参考資料

(1) 委嘱状の伝達

(2) 会長・副会長の選出

事務局(小柳津課長補佐):

先ほど申し上げたが、5 月から新しい任期ということで、改めて、先生方に文化財審議会会長・副会長の選任をお願いしたい。文化財審議会資料集、川崎市文化財審議会規則第 2 条第 1 項により、審議会に審議会会長および副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定めることになっている。

立候補またはご推薦があれば、お願いしたい。

(立候補・推薦なし)

事務局(小柳津課長補佐):

特に立候補・ご推薦がなければ、事務局案を申し上げてよいか。

(委員了承)

事務局(小柳津課長補佐):

では引き続き、会長を相澤委員、副会長を御堂島委員にお願いできればと存ずるが、いかがか。

(委員了承)

事務局(小柳津課長補佐):

それでは、本日の議事進行について。川崎市文化財審議会規則第 2 条 3 項「会長は審議会を代表し、会務を総理する」との規定に基づき、議事の進行については会長の相澤委員にお願いをしたい。

(3) 報告事項

① 令和5年度事業報告・令和6年度事業計画

相澤会長:

それでは、今日は報告事項が 2 件、審議事項が 1 件ということです。

まず報告事項 令和 5 年度の事業報告と令和 6 年度の事業計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局(小柳津課長補佐):

資料 1 に基づき説明。

相澤会長:

ただいま事務局から説明があったが、今年度事業計画のなかで、新しい取組というものはあるのか。

事務局(小柳津課長補佐):

平成 28 年度から文化財ボランティアの登録制度を整備して活動してきたが、ボランティアの実働人数が 20 人程度になっているので、担い手を増やすため文化財ボランティア講座を実施する。

また、新たな市民ミュージアムに関する計画については、文化財課にも新しくラインができたので、その点は新しい事業になる。橋樹官衙遺跡群関連事業につきましては、第 1 期の整備が一段落をしたということで今後は活用の取り組みを進めていく。

相澤会長:

昨年度の事業報告と今年度の事業計画について、ご質問ご意見、願います。

御堂島副会長:

文化財ボランティアについて、育成した後はどんな活動をされるのか。

事務局(小柳津課長補佐):

元々は指定文化財等の現地特別公開という事業があり、この特別公開の際に文化財の保安や、解説といったようなことをお願いしていた。近年は石造物の調査も一緒にやっている。

御堂島委員:

地域文化財顕彰制度については、顕彰するという行為だけでなく、活用についてボランティアさんに関わってもらおうとよいのでは。協力してくれる所有者と連携しながら、地域文化財めぐりツアーなどを企画するなどあってもいいのではないかと。

事務局(小柳津課長補佐):

地名資料室の活動の中で、まち歩きと座学講座をセットで実施する「川崎地名塾」を実施する。今年は王禅寺道を昨年度から引き続き歩く予定。今年度はボランティアさんに、令和4年度に調査した道標を一つ題材にしながらルートの設定にも関わっていただいております、今後は地域文化財も含めそのような活動もすすめていきたい。

相澤会長:

文化財の指定については、何か候補はあるか。

事務局(小柳津課長補佐):

現状で指定に向けた調整を行っている文化財はない。昨年度策定した「川崎市文化財保存活用地域計画」の中に、指定候補のリストを作るということを取り組みとして掲げているので、その取組を進めていきたい。

相澤会長：

川崎市では、これまで指定候補のリストを作っていなかったか。
これまでの文化財調査の報告の蓄積から指定候補リストを作っていくとよい。

事務局(小柳津課長補佐)：

地域計画を策定する中で、文化庁からこれまで調査をしているものを整理して、把握している指定・未指定を含めた文化財リストをつくりなさいという指導があり、過去の調査をまとめた文化財リストを作成している。画像との紐づけができていない、エクセルに入力しただけのものだが、検索性は良くなっていると思う。昨年度最後の地域計画の策定懇談会で、八木橋委員からそれを文化財審議会の委員方と共有しなさいというご注文をいただいているので、今後共有の方法を考えていきたい。

山本委員：

指定候補のリストを補充とか提示っていう大変大事なことだと思いますが、それ以外に、審議会の席とか、あるいは調査の際に、雑談などで話題にのぼった文化財のことを何らかのかたちで記録しておくのが良い。そうすると事務局も人の入れ替わりがあるでしょうけども、かつてこんな会話が合ったっていうことだけでも、残しておく、将来にわたって意味がある。

こういうところで何かありませんかと言ってもなかなか出ないけども、別の場では出てくることも多い。

相澤会長：

審議会には、各種の文化財の専門の委員の方がおられるので、委員のご意見を伺って、少しプラスアルファしながら作られるとよいのではないかと思う。

相澤会長：

他いかがでしょうか。

大野委員：

遅れてきて申し訳ないが、最初に文化財課の職員の構成についての話があったと思うが、資料の職員名簿を見ると学芸員さんがすごく多い。以前は学芸員発令されないと学芸員ではなかったように思うが。

事務局(栗田課長補佐)：

私の採用(平成14年)のころから、学芸員として任用されるようになった。

大野委員：

皆さん学芸員として採用されているということか。

事務局(栗田課長補佐)：

はい。

大野委員：

そうするとかなり専門性がある、体制的には大変充実した形になってるのかなと思う。そのあたりはいかがか。

事務局(栗田課長補佐)：

事務局でも、職員配置の関係でいろいろお願いはしているが、考古学以外の専門の学芸員の配置が難しく、今ここにいる学芸員は全員考古学の学芸員で、発掘や史跡整備、修復等を担当している。考古学以外の学芸員は、市の職員としては、文化財課にはいない。民俗学の学芸員が民家園にはいるが、文化財課にはいないのが今課題になっている。

我々としても、今後の職員配置では、新たなミュージアムもできるなかで、やはり文化財課と博物館で職員が交流できるような、そういう体制がいいので、今、職員の配置をする部署にはそのように話をしているが、なかなか歴史や民俗は採用に結びついていない。

大野委員：

それから、資料 5 ページの一番最後のところに会計年度任用職員の予算があるが、文化財課にもそういう方はいるのか。

事務局(栗田課長補佐)：

文化財課の史跡・埋蔵文化財担当に、会計年度任用職員が今4名おり、事務が 1 名、考古学専攻の大学院生を 2 名、もう 1 人は、今年度からの橘樹歴史公園ができた関係もありまして、やはり学校教育の連携をもっと充実しようと、元小学校の校長の社会科の先生を任用して、連携を強化している。また、地名資料室に、会計年度職員が 4 名在籍している。

大野委員：

あと民家園にも 3 人、会計年度職員が配置されているが、何が言いたいかというと、正規職員はもちろんいるが、会計年度任用職員を配置しているから人数的に大丈夫だという話にはしないでいただきたいということ。あくまでも会計年度任用職員の方は補助、一時的な措置で、それはやっぱり本来正規職員が配置されるべきだというあたりは、委員会でも強く求めていくというか、そういうことが必要。

山本委員：

私も発言の機会があれば申し上げているが、やっぱり日本の文化財行政の中で、日本中で要するに考古学以外の専攻の職員が行政にあまりにも少ないということが問題。それで私は今後とも発言を続けようと思っているので、ぜひとも現場でそういった必要性の声を上げつづけてほしい。それからもう一つ、今ここで学芸員として名前があがっている方は、専門が違って、行政に学芸員として配置されているとしたら、どういう仕事があるんだろうかっていうことを仕事の中できちんとイメージしていただけると、今後につながると思う。

相澤会長：

かつては非常勤で採用されて、3年ぐらいすると正規職員になるというのがあったが、最近はそういうこともできにくくなっている現状がある。5年で雇止めになっちゃうから、人が育たない。ぜひとも行政の方で、何とかして、人を育てるということでやっていてもらいたい。委員会は声を大にして、皆さんが賛成するだろうから、そういう意見があったということはぜひ伝えていてもらいたい。

② 橘樹官衙遺跡群活用事業について

相澤会長：

それでは次、史跡橘樹官衙遺跡群活用事業について、事務局から報告をお願いします。

事務局(栗田課長補佐)：

資料の2に基づき説明。

相澤会長：

大変活発に事業を進めていただいているところだが、委員の皆さんからご意見やご要望等はないか。

星野委員：

まずは、橘樹歴史公園のオープンと、復元倉庫の完成おめでとうございます。たいへんご努力があったと思う。先ほどボランティアの育成を行うということだったが、公園オープン以来多くの人が来ているということだが、このガイドをするようなボランティアの育成などは考えているのか。

事務局(栗田課長補佐)：

我々だけでは目が行き届かないところもあるし、史跡ボランティアというのを立ち上げたいので、その準備をしている。公園に日の光を遮る影もなく、控室やトイレなどもないので、暑い時期などにボランティア活動するにはちょっと大変な場所である。第1期の整備が終わったので、2期の整備内容の検討を、今年度から行うが、その際、ガイダンス施設、ボランティアさんの詰所等の検討と合わせて、ボランティアの育成、活動を考えていきたい。すでに地元では、何かやりたいという人が結構いるので、そういう方を組織化していければと考えている。

星野委員：

公園自体は、住宅地で、誰でもいつでも入れてしまうというレベルのセキュリティのことを考えても、ボランティア等関わる人が多いことが望ましいのではないかとはいえ、いつ来るかわからない人をずっと待っているというよりも、ボランティアの解説をいついつしますよと、解説ツアーを作ってしまうのがよいのでは。

大野委員：

復元建物ができて、非常に具体的にイメージができるようになったのはとても良い。作るまでは良いが、

作った後の維持管理が大事。茅葺の更新時期の見極めなど、維持管理にある程度民家園にも協力いただいでいくとよいのではないかと。

それから防災関係の備えはどうなっているのか。

事務局(栗田課長補佐):

本来は、民家園等と同じようにドレンチャーで、万が一の場合には上から水がかかるようにしたかったのだが、それを設置すると遺跡に影響を及ぼしてしまうため、星野委員もご協力いただき、材料に防火や防腐の効果がある薬剤を塗布している。これがどのぐらい効果があるのか実験をしながら我々も経過観察している。

この薬剤を塗布することで万が一燃えたとしてもゆっくり燃える。熱感知器や、あと防犯カメラによる機械警備を実施しており、高津消防署へ即連絡が行くことになっている。消防との調整では、大体 6 分ぐらいで到着にできるということなので、薬剤の効果で何とか燃える前に消せると考えている。また、地元の方々のご協力をいただいて、防災訓練の実施、また復元建物の裏に、大型の消火器を設置していて、初期消火を、すぐに地元の方が消火剤を散布できるような体制で地元と協力していければと考えている。

茅葺の維持管理についても、初めは地元で出来た茅葺なので、差し茅などは地元でやれないかという話もあったが、職人に聞くと、傾斜が急なうえに足場も高いので専門業者でないと無理と言われたので、民家園で作業をされている茅葺の会社さんにご協力いただきながら事業化していければと考えている。

大野委員:

かなりしっかり考えていただいているので安心した。

難燃剤はどのように塗布しているのか。

星野委員:

茅葺は内側のみ、板や柱部分は表面に塗布している。

事務局(栗田課長補佐):

茅葺は含浸にしたかったが、実験したら難しいとのことで、重ね塗りしてもらっている。

実は一部の外側の茅は薬剤を塗布したところと塗布していないところがあって、どのくらい違うかも実験していく。

大野委員:

以前民家園でやったことがあるのはリン酸系の難燃剤で、肥料の成分を使ってつくられたもので、カビが出ることもあると聞いた。復元倉庫に使ったものは違うものかもしれないが、よく経過をみてほしい。

地元の方と、消防体制を組むというのはありがたいこと。初期消火は大事だから、ぜひ続けていただきたい。

星野委員:

今回使った薬剤は、超越技術という業者が開発した薄いガラス膜を表面につくるという技術。この技術

自体は 20 年以上前に開発されて、紙や木材、石など、いろいろなものに薄いガラス膜を作れ、さらに常温でこの反応が起きる。私もいろいろなものを用いて薄いガラス膜で保護する実験をしている。カビに関しては、NPO カビ相談センターにお願いをして木につきやすいカビ 4 種類でカビ試験をしていただいて、8 週間後カビは発生しなかった。表面についたとしても、菌糸が張らないということのを来週の学会で発表する。

私の大学でも、暴露試験で不燃剤を塗布したものと、塗布していないものを四阿の柱にくっつけているが、今 2 年経ったのでちょっと黒っぽくなっているが、明らかに塗布していないものよりは持ちが良い。白木のもは、大体すぐに黒っぽくなってしまいが、いずれ黒くなるがそれも少しは遅らせられるかと思う。

火災に遭った場合は、やはり炭化はするので燃えてしまいが、表面部分は燃えるけれども、形は残りやすくなるので、燃えるのは、少し遅らせることができるのではないかと期待している。

相澤委員：

やはりランニングコストが、今後大変かかってくる。公園は誰でもいつでも入れるのか。

事務局(栗田課長補佐)：

いつでも、誰でも入れる。ただ、夜明るい、人がたむろってしまうのでいうことで、地元要望で、園路がギリギリ見えるぐらいの電灯しかつけていない。日光に反応して消灯したり、点灯したり自動調整する。本来、市の公園では照明の照度を 2~5ルクス程度としているが、今回は特別に 1ルクス以下にしている。ただ、そのように対応はしているが、もう既に夜にうるさいなどと苦情が入っていて、ちょっとどうしようかなと思っているところ。

(4)審議事項 市指定文化財の現状変更について【非公開】

(5)その他

相澤会長：

続いて、3 その他にうつる。事務局で用意していることがあれば、説明をお願いします。

事務局(小柳津課長補佐)：

① 第7回地域文化財の募集について

令和5年度決定の 27 件については、配布のガイドブックなどにより周知をはかるとともに、6 月 30 日までを募集期間とし第7回の候補を募集中。

② 川崎市文化財保存活用地域計画の文化庁長官による認定の申請について

昨年度意見聴取をした地域計画については、その後文化庁の担当調査官との協議により、課題や措置について更に整理を行い、3 月の教育委員会にて決定。4 月から、文化庁協議と関係省庁協議を経たが大きな指摘はなく、月末の認定申請にむけて手続き中。7 月の文化審議会にて認定の見込み。

相澤会長：

他はよろしいか。地域計画については、認定されたらまた共有してもらいたい。
委員から他に話題がなければ、事務局にお返しする。

閉会挨拶(文化財課長)

〈終了〉